

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 年俸制特定教員 任期を付して雇用する教員のうち、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により特定教授、特定准教授、特定講師又は特定助教の職名で雇用される者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特定外国語担当教員 任期を付して雇用する教員のうち、外国語科目又は専門教育科目を担当させるに足る高度の専門的学識又は技能を有する者で、特定外国語担当教授、特定外国語担当准教授又は特定外国語担当講師の職名で雇用される者</p> <p>(4) 特定病院助教 任期を付して雇用する教員のうち、医師免許又は歯科医師免許を取得している者であって、医学部附属病院が定め、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される者</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 特定医療技術職員 任期を付して雇用する技術職員のうち、別表第1左欄に掲げる職名に係る免許を取得している者又は当該免許の試験に合格し、かつ、免許証が未交付の者であって、それぞれ同表左欄又は右欄に掲げる職名で雇用されることにつき業務の遂行上必要な能力を有すると当該部局の長が認めた者</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第2章 年俸制特定教員</p> <p>(中 略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条から第8条まで、<u>第11条から第22条まで</u>、<u>第27条から第33条の6まで</u>、<u>第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定</u>により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16</p>	<p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)～(7)</p> <p>(8) 特定医療技術職員 任期を付して雇用する技術職員のうち、別表左欄に掲げる職名に係る免許を取得している者又は当該免許の試験に合格し、かつ、免許証が未交付の者であって、それぞれ同表左欄又は右欄に掲げる職名で雇用されることにつき業務の遂行上必要な能力を有すると当該部局の長が認めた者</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2章 年俸制特定教員</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条から第8条まで、<u>第11条から第19条まで</u>、<u>第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。）</u>、<u>第21条、第22条、第27条から第33条の6まで</u>、<u>第34条及び第35条の規定並びに就業規則第</u></p>

年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。) 第27条第19号の規定は、これを準用しない。

3・4 (略)

(中略)

第4章 特定外国語担当教員

(中略)

(準用)

第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第1項の規定中「第27条から第33条の6まで」とあるのは「第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで」と読み替える。

2・3 (略)

第5章 特定病院助教

(中略)

(準用)

第16条 第6条の2、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第22条まで」とあるのは「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当を除く。)、第21条、第22条」と読み替える。

(後略)

40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、これを準用しない。

3・4 (同左)

第4章 特定外国語担当教員

(準用)

第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第1項の規定中「第27条から第33条の6まで」とあるのは「第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで」と、第7条第2項の規定中「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第14条第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)、第21条、第22条」とあるのは「第11条から第22条まで」と読み替える。

2・3 (同左)

第5章 特定病院助教

(準用)

第16条 第6条の2、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)」とあるのは「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当及び第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)」と読み替える。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。